

2016年7月20日

<第2回アムス打合せ報告>

7/6(水)に破産管財人の富永事務所でアムスとの第2回打合せを行いました。
今回もアムスは経過報告だけで、具体的交渉には至りませんでした。

<アムス打合せ内容>

7月6日 15:30~16:45 @富永事務所

出席者 富永弁護士、アムス:亀井弁護士、野城執行役員

浅倉弁護士、アクションカレッジ取締役6名

1. 亀井弁護士経過報告

1) 軽井沢

裁判結果を待ち

2) 館山

①館山リゾートホテルと名称変更し6月にグランドオープンし、ホームページ作成済み。

②賃料設定の件

2~5月は毎月赤字なので現段階での賃料設定は難しいと(月平均赤字額:954万円)

夏場の本格営業後、出来れば1年間の売上実績を考慮して賃料を算定したいと。

我々の要求の賃料15万円は第1審の15万円の判決賃料は最終的には和解したので余り参考にはならない。

⇒ 裁判結果を無視して良いのか(アクションカレッジ)

③修繕費の件

緊急工事の修繕費も34百万円になったのでそのうち共有部分はオーナーの皆さんに負担して貰いたいと(約3万円)。

3)会津

進展なし

2. アクションカレッジ側の意見

① 賃料設定に関して売上売上というならシミュレーションし賃料案を算定して欲しい。

② 賃料は収益の分配ではないので、賃料の設定が必要と。

固定額を決めそれに収益分を加算するとか試算すべき(浅倉弁護士)

③ 売上を上げるためにもオーナーを活用すべき。

我々がホテルのオーナーとして積極的に利用するためにも賃料契約を結ぶなり、3ホテルオーナーに対する会員特典を設定し、良い関係を結ぶことが重要。

2. 館山固定資産税の件

請求金額の妥当性が分からないので、我々共有持ち分権者以外の固定資産税の請求が別途アムス側に来ているのか明確にして欲しい。

3. 次回打ち合わせは9月8日(木) 16時より富永事務所

以上